

第 2 回運営協議会から素案までの運営方針修正点

【区分】 A：第 2 回運営協議会意見による修正、B：第 4 期北海道医療費適正化計画の検討過程による修正

枚 頁	本文章 及び節	区 分	修 正 内 容
17	第 2 章 第 1 節	B	<p>○ <推計医療費の算出方法> を下記のように医療費適正化の取組の効果が分かりやすいように差し替え</p> <p>-----</p> <p>国民健康保険医療費の見込み = 総医療費の見込み {自然体の医療費の見込み(入院外、歯科) + 病床機能の分化及び連携の推進の成果 + 適正化の効果(後発医薬品の普及による適正化効果、他 4 種の適正化効果)} × 国保医療費の割合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>国民健康保険医療費の見込み = 総医療費の見込み {入院医療費(病床機能の分化及び連携の推進の成果) + 入院外医療費・歯科医療費(医療費適正化の取組の効果)} × 国保医療費の割合</p>
37	第 5 章 第 1 節	A	<p>○【文言修正：加筆】「1 レセプト点検の状況」の 4 段落目</p> <p>市町村におけるレセプト業務</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>市町村におけるレセプト点検業務</p>
46	第 6 章 第 2 節	A	<p>○【文言修正：加筆】「(3) 市町村に対する助言及び支援」の 2 段落目</p> <p>治療中の被保険者の診療情報のうち、特定健診と同項目の情報を医療機関から提供を受けるデータ受領(みなし健診)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>治療中の被保険者の診療情報のうち、<u>本人の同意を得て</u>特定健診と同項目の情報を医療機関から提供を受けるデータ受領(みなし健診)</p>
49	第 6 章 第 2 節	B	<p>○【文言修正：加筆】「6 重複受診や頻回受診等に係る指導の充実」の 2 段落目</p> <p>今後も、こうした取組により重複受診等の抑制に努め……</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>電子処方箋の導入状況を踏まえながら</u>、今後も、こうした取組により重複受診等の抑制に努め……</p> <p>○【文言修正：加筆】「6 重複受診や頻回受診等に係る指導の充実」の末尾に(旧)「7 適正受診及び適正投薬の推進」の 1～2 段落目の大半を移動させ加筆(加筆部分は下線)</p> <p>疾病の重症化を予防するため、適切な受診が必要であることはもちろんですが、外来診療を行っていない休日や夜間に緊急性のない軽症患者が病院の救急外来を自己都合で受診するいわゆる「コンビニ受診」や安易な救急車の利用が社会問題化しています。</p> <p><u>救急車等の救急医療資源には限りがあり、受診や利用が増加すると本当に緊急性の高い患者が必要な治療を受けられなくなることから、こうした事態を防止することが必要です。</u></p> <p>○【文言修正：加筆】「7 適正投薬の推進」の 1 段落目</p> <p>同じ月に同一薬剤や同様の効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方される重複投薬、複数の薬剤を併用する多剤投与(ポリファーマシー)について、被保険者に対する保健指導等により……</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>同じ月に同一薬剤や同様の効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方される重複投薬、複数の薬剤を併用する多剤投与、さらにこれらにより、<u>薬物有害事象につながる問題(ポリファーマシー)について、医療機関の協力を得ながら</u>、被保険者に対する保健指導等により……</p>